

鳴門市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、同法第6条第1項に規定する協議会として鳴門市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の設置目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民又は利用者の代表者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (4) 四国運輸局徳島運輸支局の職員
- (5) 市の職員
- (6) 道路管理者、警察署、学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(報償)

第5条 委員に対する謝礼は、報償金として予算の範囲内で支給する。

2 前項により謝礼を受ける委員は、第3条の規定に基づく委員とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名するものをもって充てる。

4 監事は、委員の中からこれを選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。
(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 会議の議決は、出席委員の過半数で決することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(分科会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、鳴門市戦略企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入（以下「負担金等」という。）をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(運営に関する責任)

第13条 協議会の運営においては、第2条に規定する業務及び負担金等の取り扱いに関し、市の責任において対応するものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず令和5年3月31日までとする。